

我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第6条、第10条関係）			別表第1（第6条、第10条関係）		
協議担当課		主な協議事項	協議担当課		主な協議事項
企画総務部の項から消防本部の項まで 略	略	略	企画総務部の項から消防本部の項まで 略	略	略
水道局	<b>給水課</b>	水道施設に関すること。	水道局	<b>経営課</b>	水道施設に関すること。
教育委員会教育総務部の項から農業委員会事務局の項まで 略	略	略	教育委員会教育総務部の項から農業委員会事務局の項まで 略	略	義務教育施設に関すること。
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）		

企画政策課 市民協働推進課 健康  
づくり支援課 障害者支援課 高齢  
者支援課 子ども支援課 保育課  
生活衛生課 商業観光課 企業立地  
推進課 農政課 道路課 交通政策  
課 下水道課 治水課 都市計画課  
建築住宅課 公園緑地課 市街地整  
備課 消防本部警防課 **水道局給水**  
**課** 教育委員会総務課 学校教育課  
文化・スポーツ課 農業委員会事務  
局

企画政策課 市民協働推進課 健康  
づくり支援課 障害者支援課 高齢  
者支援課 子ども支援課 保育課  
生活衛生課 商業観光課 企業立地  
推進課 農政課 道路課 交通政策  
課 下水道課 治水課 都市計画課  
建築住宅課 公園緑地課 市街地整  
備課 消防本部警防課 **水道局経営**  
**課** 教育委員会総務課 学校教育課  
文化・スポーツ課 農業委員会事務  
局

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。